

社会福祉法人みきた福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みきた福社会の役員及び評議員、評議員選任・解任委員会の委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事をいい、評議員と評議員選任・解任委員会委員を併せて役員等という。

(報酬の総額)

第3条 報酬の総額は役員及び評議員については年間10万円とする。評議員選任・解任委員については年間5万円とする。

(理事会・評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。また職員を兼ねる理事が理事会等に出席したときは、理事会等出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費用弁償
理事会出席報酬等	3,000円	交通費(1,000円)

2 評議員が評議員会に出席したときは、つぎにより報酬及び実費弁償費を支払うことができる。同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費用弁償
評議員会出席報酬等	3,000円	交通費(1,000円)

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償は支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費用弁償
評議員選任・解任委員報酬等	3,000円	交通費(1,000円)

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会等以外の日において、法人及び施設の運営のため

の業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費支払うことができる。

- 2 業務執行理事が理事会及び評議員会等以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費支払うことができる。ただし、職員を兼ねる業務執行理事にあつては、第 4 条別表 1 による報酬及び実費弁償費の支払いは行わないものとする。
- 3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員等が評議員会等以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(支給方法)

第 6 条 役員等報酬及び実費弁償費の支給方法については、理事会・評議員会等の開催日に当該金額を現金で支給する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

改 訂 平成 29 年 9 月 23 日

(経過措置)

社会福祉法等の一部を改正する法律が平成 29 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、平成 28 年度中に行う、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の中で、役員等を選任するなど、開催が必要なものについては、従前の規程を本規程に読み替えて実施するものとする。